

「『京もの祭』～ええもん市～ 道の駅 味夢の里 楽市楽座」出展要領  
主催：南丹地域ビジネスサポートセンター（南丹市商工会、京丹波町商工会、亀岡商工会議所）  
共催：京都府、京都丹波観光協議会（亀岡市、南丹市、京丹波町、南丹広域振興局）

平成 27 年 8 月

本年9月27日（日）に開催される「『京もの祭』～ええもん市～ 道の駅 京丹波 味夢の里 楽市楽座 ～森と海との交流・出会いの橋渡し（in 京都丹波）～」(以下「『京もの祭』味夢の里」という)における特産品の取扱いは、以下のとおりとする。

## 1. 特産品等の選定基準

### (1) 出展事業者

「『京もの祭』味夢の里」に特産品等を出展することができる者は、原則として京都府内の事業者（商工会議所、商工会、組合、第3セクター等を含む）(以下「事業者等」という)とする。

### (2) 特産品等の選定基準

「『京もの祭』味夢の里」に出展することができる製品は、次の①～⑦の要件を満たす特産品等とする。

- ① 京都府内地域の資源・技術を活用した特産品等であること。
- ② 出展する事業者等が自己又は自己の名をもって生産・販売する特産品等であること。
- ③ 説明文等に誇大又は虚偽の記載がない特産品等であること。
- ④ 各種法令、条例等に違反しない特産品等であること。
- ⑤ 特許、実用新案等で係争中でない特産品等、或いは係争の恐れがない特産品等であること。
- ⑥ 危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生のおそれのない特産品等であること。
- ⑦ 公序良俗に反しない特産品等であること。

## 2. 出展の申請及び許可

### (1) 出展の手続き

「『京もの祭』味夢の里」に出展を希望する事業者等は、別紙様式により、出展申込書及び模擬店の開設届（試食・試飲・食事提供する場合）を9月4日（金）までに地域を管轄する商工会・商工会議所等に提出するものとする。 ※本件の模擬店開設届け様式は南丹地域ビジネスサポートセンターホームページよりダウンロード可能です。

### (2) 出展の許可

商工会・商工会議所等は、事業者等から出展の申請があった場合は、前記1.の「特産品等の選定基準」に基づいて審査し許可する。但し、出展の希望に添えない場合は、商工会等を通じて連絡する。

※出展希望事業者が多数の場合及び商工会等間で出展希望数に偏りがある場合は、販売台の数及びスペースについて相互で調整することがある。

### (3) 搬入出について

出展物の搬入出計画等の詳細は別途案内する。

## 3. 「『京もの祭』味夢の里」の出展スペース及び出展料等出展全般に関して

### (1) 出展スペース及び設備

#### ① 標準小間（1ブース）の内容は以下のとおり。

1ブースは基本、間口2.7m×奥行き約2m～3m（出展状況に応じて調整致します）

販売台等は、下記備品を用意しておりますが、これ以上の設えが必要な場合や不要な場合は別途ご相談下さい。

- ・仮設電源（電源が必要な場合、出展申込書にて申し込み下さい。）

・備品：販売台 W1, 800mm×D450mm×H750mm を 2 台・パイプ椅子 2 脚

- ② 出展希望者が多数の場合は、販売台の数もしくはスペース等を調整することがあります。
- ③ 会場で調理される場合、足元が汚れないように、ブルーシートやコンパネを敷くなどの対処し、特にフライヤーなど油を使用される店舗にあつては必ず対策をすること。
- ④ 調理の過程で排出された残飯、汁等については、全て持ち帰ること。

### (2) 出展時間

[開始] 午前 10 : 00 [終了] 午後 4 : 00

※午前 10 時には開店できるようにご協力をお願いします。

### (3) 出展料

無料 (小間設営費、電器使用量、備品レンタル[但し、冷蔵設備等個店毎に必要な設備については別途ご相談下さい]、販売歩率を含む)

### (4) 試食、試飲用特産品の提供

食品を出展する事業者等は、来場者に試食、試飲をしてもらうため、試食品を提供することができ (ただし、生ものは火を完全に通し、その場で飲食するものに限る)

### (5) 販売価格

- ① 特産品等の販売価格は、すべて税込価格とする。
- ② 商品 (品目) それぞれ個別に価格をラベルシール等に表示すること。

### (6) 特産品等の表示等

「家庭用品品質表示法」、「食品衛生法」、「JAS 法」、「不当景品類及び不当表示防止法」等に定められた表示方法・内容を遵守すること。特に平成 14 年 4 月から施行された「アレルギー起因物質表示」については、厳に留意すること。

### (7) 経費負担

特産品等の搬送費及び旅費については、各出展事業者の負担とする。なお、台風等の影響により、中止となった場合においても、かかった経費の補償はしない。

### (8) 火気等の取扱いについて

自家発電機等の使用禁止：電源確保等のために、自家発電機 (特にガソリン系を燃料とする) を持ち込んで使用しないこと。主催者側で仮設電源を設置します。また、調理等のためにカセットコンロ (カセット式のガスボンベ) を使用しないこと。火気の使用に際しては消火器 (ABC 対応型) を必ず出展者が用意頂き転倒防止策を講じること。

## 4. その他

### (1) 駐車場について

会場の下にある特設駐車場を各店舗 1 台分用意します。駐車許可証を配布、当日は車輻に掲示のうえ、警備員の指示に従い駐車すること。

- (2) 本事業は、原則雨天決行であるが、台風など前日からある程度の予測が可能な場合は、前日の午後 6 時 00 分に判断。悪天候の場合などやむを得ず中止する場合は、当日午前 6 時 00 分に判断し、南丹地域ビジネスサポートセンターのホームページにより報告します。

### (3) 本件お問い合わせ先

京丹波町商工会 電話 0771-82-0575 FAX 0771-82-2387 担当：中村  
e-mail : s-nakamura@kyoto-fsci.or.jp